

Monthly Note

vol.80

(全労済協会だより)

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

- 締切迫る!
2013年度公募委託調査研究の募集中です。 ————— 1
締切り間近です!! 9月24日(火) 17時(当協会必着)
- 第40回評議員会報告** ————— 2
2013年8月6日(火)に評議員会を開催しました。
- 創立30周年 一般財団法人移行記念式典<Part2>** — 2~5
79号に引続き、2013年4月19日(金)京王プラザホテルにて開催されました、記念式典での「被災者生活再建支援法」に関する対談の報告概要です。
- 認可特定保険業(新制度)のご案内⑥** ————— 6
自治体提携慶弔共済保険(やすらぎ・全福ネット)
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険⑳」** ————— 7
今回のテーマは「社会保障改革の報告書について」考えます。
- 2013年秋期「退職準備教育研修会【大阪開催】のお知らせ** ————— 8
2013年10月3日(木)~4日(金)エル・おおさか(大阪府立労働センター)にて秋期退職準備教育研修会(コーディネーター養成講座)を開催します。
- シンポジウム開催のご案内** ————— 8
2013年11月9日(土)(於:ヒューリックホール)にてシンポジウムを開催します。
- 全労済協会からのお知らせ** ————— 8
当面のスケジュール



2013年度公募委託調査研究の募集中です。

全労済協会では、勤労者の福祉・生活に関連するテーマの調査・研究を募集しております。

概要は下記のとおりです。①応用・先進的研究への研究機会の提供や、②主に若手新進研究者を対象とした研究の機会の提供の観点で採用を予定します。 受付締切が迫っていますので、応募される方はお急ぎください。

2013年度公募委託調査研究の概要

募集テーマ:「社会連帯への架け橋」をメインテーマとして、我が国の勤労者の福祉・生活実態に関する調査研究を募集します。

メインテーマ「社会連帯への架け橋」について

近年、失業の長期化、非正規雇用の拡大等、雇用は不安定化し、労働市場と長期雇用を前提とした社会保障から脱落する人々が増大し、さらに人と人との相互依存関係も薄れて社会から孤立化するなど、不安が日本社会全体に広がっています。

個人や組織、制度等の連携により社会全体でいかに連帯して、生活を守っていけるのか、調査研究計画を幅広く公募いたします。

募集締切 : 9月24日(火) 17時(当協会必着)

研究費総額: 1,200万円(数件程度の採用を予定)

☆詳しくは全労済協会ホームページの、「シンクタンク事業-調査研究活動」の「公募委託調査研究」ページをご覧ください。(募集要項を掲載しております。応募エントリーもこちらです。)

第40回評議員会報告

第40回評議員会について、下記のとおり開催いたしました。なお、協議を行ったすべての議案について承認されました。また、役員選出(交代)において6名の方があらたに評議員として選出されました。

- | | | | |
|--------|--------------------------|--------|-------------------------|
| ●日時 | 2013年8月6日(火) | 第5号議案 | 2013年度 収支(損益)予算(案)に関する件 |
| ●場所 | ホテルサンルートプラザ新宿 | 第6号議案 | 諸規程類の承認の件 |
| ●議事審議 | | 第7号議案 | 役員報酬総額に関する件 |
| 【協議事項】 | | 第8号議案 | 役員等の選出(交代)に関する件 |
| 第1号議案 | 2012年度事業報告および決算報告承認の件 | 【報告事項】 | |
| 第2号議案 | 2013年度第1期事業報告および決算報告承認の件 | 第9号議案 | 2013年度機関会議等の日程(案)に関する件 |
| 第3号議案 | 公益目的財産額の確定に関する件 | 第10号議案 | その他 |
| 第4号議案 | 2013年度 事業計画承認の件 | | |

【新評議員】

勝野 圭司 氏	全国建設労働組合総連合	書記長
栗原 勝 氏	全日本自治団体労働組合総合都市交通局	交通局長
海老ヶ瀬 豊 氏	全日本電線関連産業労働組合連合会	中央執行委員長
齊藤 憲夫 氏	一般社団法人 全国労働金庫協会	常務理事
和田 寿昭 氏	日本生活協同組合連合会	専務理事
吉田 正己 氏	一般社団法人 日本共済協会	専務理事

創立30周年 一般財団法人移行記念式典 < Part 2 > 対談：被災者生活再建支援法について

2013年4月19日(金)京王プラザホテルにて開催された、当協会の創立30周年 一般財団法人移行記念式典において行われた「被災者生活再建支援法」に関する対談について、79号に引き続きご報告いたします。

松岡正美：続いては、その自助の部分に当たる地震保険の制度について、お話を進めてまいりたいと思います。加入されている被災者に、政府による地震保険において支払われた地震保険金額と件数をここでご報告させていただきます。2012年5月31日現在、件数は78万3,548件、金額は1兆2,345億9,329万円です。

清水先生は、政府の「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」に参加していらっしゃるようで、そのとりまとめられた内容についてここで簡単にご説明いただきたいと思います。

清水 香：地震保険は、昭和39年の新潟地震を契機につくられた保険です。一般の保険とは異なり、地震保険法に基づく官民一体の補償制度で、どの保険会社で加入しても補償内容や保険料はまったく同じです。

地震保険が創設されてから50年ぐらいたち、少しずつ契約件数が増えて今日に至っていますが、そもそもなぜ保険は保険たり得るかといえば、発生確率がわかるから保険商品に仕立てることができるわけです。ところが、地震はいつどこでどの規模で起るのかわからない災害ですから、民間の損害保険会社単体では保険金の支払い責任を負えないため





商品化できなかったわけですが、新潟地震後、国民的な補償制度が必要だとの流れの中で、国によって作られたのです。

地震保険では、契約者が支払う地震保険料のほとんどが、責任準備金として積み立てられています。東日本大震災の前には2兆3千億円もの責任準備金が貯まっていた、そこから先ほどご報告いただいた1兆2,000億円ほどの保険金が支払われたのです。かなり大きな金額ですが、大体3カ月で1兆円程度というスピード感で、保険金が迅速に支払われました。

こうした状況から、地震保険法第1条にある「被災者の生活の安定に寄与する」という地震保険の目的は、一定程度達成しえたという評価されています。ただ、先ほど申し上げたように、今回の支払いによって責任準備金は半減しており、地震活動期にあると言われている中で、さらに保険金の支払いが増えれば制度が不安定にもなりかねません。そこで、東日本大震災を踏まえ、今後地震保険制度はどうあるべきかについて議論するため、会合が持たれました。

いろいろな課題が出されました。官民の責任分担はどうあるべきか。望ましい商品性とは。加えて言いますと、現行の地震保険は、建物の価値の半分までしか掛けられない上限があり、それは、地震災害の特性から支払いが生じるかわからないため設けられています。契約者からみれば、地震保険だけで住宅の再建はできないわけですが、こうした点も含めあるべき地震保険について議論がなされました。

2012年11月末には、報告書という形で提言がなされまして、幾つかの提言は具体化してきております。まず官民の負担のあり方については、やはり民の負担を少し減らす、巨大地震や、連続地震が起きても対応できる手当をする、この点は喫緊の課題としてすでに解決されました。商品性については、損害区分を現行の3区分から4区分にすることも検討されました。実現はしておりませんが、そういった改定も、将来においてはあり得るだろうと報告書にまとめられています。

あと先ほど申し上げた住宅ローンを抱えている方は、被災後、深刻な生活再建の困難が予測されますが、実は住宅ローンを組んでいる方の4割しか地震保険に加入していないのが現実です。そもそも、地震保険以前に地震そのもののリスクがきちんと認識されていないのが現状で、リスクのある人にはしっかりと加入を促していこうということで、4月からは損保業界だけでなく、銀行業界や宅建業界なども連携した普及促進活動が始まっております。

松岡正美：今後、加入者は増えていくであろうと思われませんか。

清水 香：加入者が増えていくためには、まずは地震が私たちの暮らしに及ぼす経済的ダメージについて、しっかりとお伝えすることが大事かなと思います。地震というのは先ほど申し上げたように、私たちの暮らしに超絶的なダメージを及ぼすリスクです。そして、絶対的にお金が不足する状況が発生する。そのリスクについて私が多くの方のご相談をお受けする中で、きちんと認識されている方は極めて少数です。各世帯が抱えるリスクにはいろいろなものがあります。例えば入院する、ケガをするというリスクは、社会保障でカバーされ家計負担は限定的なリスクですが、それでも備えを検討する方は多いようです。一方で、住まいがなくなりローンが残るリスクは、あまりのリスクの大きさに、耳をふさいでしまう傾向があるように感じます。ですから基本的なところからきちんとお伝えしなければならないときに来ていると思います。

松岡正美：室崎先生、これから地震がどんどん頻繁に起きるかもしれないということと、地震保険の加入者が増えることについて、何かご意見はありますか。

室崎益輝：増えないといけない。いかにして増やしていくかというか、みんなが保険に入ってもらえるような状況をどうつくるかということなのですね。これがいつも議論になるわけです。国民皆保険というか、義務としてみんな国民に入ってもらったらどうかという議論もあるわけですが、今は一応任意です。任意で僕はいいと思っております。大事なことは、きちっと説得をし、納得をしていただき、自ら進んでやはり地震保険というものをしっかり受け入れていくという、その問題だと思うのです。

それから2つ目はそれに関連してですけど、先ほどの商品化ということとも関係しているのかわからないですけど、保険だけ入っておればいいのかというところではなくて、保険に入っているけど家が壊れたら命を失うわけです。重要なことは、保険が破綻しないようにどうするかという議論です。次から次

からへ地震が来て、無数の家が壊れてしまうと保険金も払えないし、公助の世界で言うと生活再建支援の支援金も払えないという議論があるのです。それが払える方法が1つあるのです。それは何かというと家が壊れなければいいので、壊れないようにするという努力が必要なのです。これからどんどん地震がやってくるということは、保険の加入も増やさないとはいけませんが、それ以上に耐震補強とか、壊れないような家づくりをしていくという予防をする。要するに次の首都直下が起きて、50万棟、100万棟の家が壊れるなんていうことは、何十万人の人が命を失うかもしれないというリスクを認めていることになるのです。我々がやることは、壊れないように最大限の努力をする。そのうえで、これも自然というのはそういうもので、いくら努力をしても壊れることはあるので、そのときに保険でカバーする。だから、予防と復興というのは車の両輪のように考えております。

そういう意味で、商品化については、しっかり耐震補強やそういう努力をした人が、例えば保険でもまた料率に反映させるなど、車の車検みたいに5年ごとに耐震検査をして、ちゃんと耐震性がある家は「家検」という考え方をもち、地震で壊れたときに保険会社は保険金にプラス α をする。というふうにやれば、みんな一生懸命、耐震補強をするし、耐震補強による地震リスクが減少することになります。その結果、保険会社の保険金の支払いは少なく、保険会社のリスクも低くなります。だから、まさに耐震補強につながるような保険。生活再建支援法もそうなのですが、耐震補強につながるような形で取り組んでいくということが大事ですね。もらうお金が多い、少ないかだけの議論をしていると、それはちょっと間違ったところにいくのではないかと思います。

清水 香：そうですね。今回の改定でも、免震構造とか一定の耐震基準を満たしたものに関しては、大きく割り引かれる制度が新設されます。地震保険制度はあくまでも国がバックにある制度であり、料率に耐震のインセンティブを持たせるべきとの考えがあるからです。

そしてもう1つ、先ほど冒頭でもちょっと申し上げたのですが、住宅ローンを抱えている方が非常に多い現実があります。例えば東京都だけに限ってみても、住宅ローンの残高は23兆円を超している現実があります。いわゆる首都直下地震、東京北部湾北部地震の発生が予測されていますが、それが起きたとき、どうなってしまうのか非常に心配をして



いるわけです。その現実への対処として、先ほど支援金に価値を感じて使っていただく前提として、私がPTでも提案しているのが「地震団信」です。すまいが全壊したとき、ローン残高に応じた保険金が支払われ、失った住宅の負債を清算することができます。全損のときだけ保険金が支払われるので、査定は簡素化しますし、契約者が負担する保険料も抑えられます。わが国で住宅ローンを組む人みんなが入れば、リスクも分散できるなど、二重ローン問題の現実的な解決手段となる制度として提案しています。住まいを自己責任で取得するのが原則であれば、避けられない災害によるダメージをカバーする補完策は不可欠でしょう。

松岡正美：そうしたことを伝えていかなければならない、その備えが大事だということを紹介していかなければならないということ、それは誰が率先してやるべきなのでしょう。保険会社の方はもちろんですし、先生方もそうなのですが、より広く伝えるためにはどうすればよいと思いますか。住宅ローンを抱えている方の4割程度しか保険に入っていないという現状ですが。

室崎益輝：住宅ローンの話で言うと、やはり貸し手である銀行にも頑張ってもらいたいところです。ですので、やはりこれはもうみんなで取り組むべき問題ではないかと思っています。誰一人、関係のない人はいないわけですから。そして、全ての損害というのはもう国も自治体も個人も全部つながっているわけなので、そういう意味ではもう国を挙げて、みんなで取り組むべきテーマだと私は思います。

松岡正美：そろそろ対談終了の時間が近づいてまいりました。最後に室崎先生より、自然災害に対する国民保障制度との今後の方向性、そしてそこへの国民全体での関わり方についてまとめをお願いしたいと思います。

室崎益輝：そのまとめの前に1つだけ言い忘れたことがあるので、それを補足します。

先ほど自助と共助と公助は3分の1ずつと言っ

たのですが、実はこの東日本の先ほどの数値をご覧になって気づかれたと思いますけれども、保険を自助としたら既に1兆2,000億円、出ているんです。公助というのは生活再建支援法で言うと2,600億円しか出ていないですね。フィフティー・フィフティーだと言いながら公助はえらい少ないではないかと。これ、1つのポイントです。

ただ、公助はこれ以外に公営住宅の建設という公の取り組みがあるので、これだけで公助は測れない。でも、そういう全体を見たときでも、やや、まだ公助が足りないのかなって、私は思っています。だから、先ほどの地震保険における官民の役割分担の関係と一緒に、この公助と自助のところの分担関係はもう少しきちっと詰めないといけないのかなと思っています。それはちょっと補足です。

全体のまとめですけど、最近、私自身がよく使う言葉に、社会包摂、ソーシャル・インクルージョン (social inclusion) があります。これは、ヨーロッパでは非常に大切にされています。こういう災害が起きて、多くの人々が本当につらい目に遭って、大変な状況に置かれたときに社会としてそれをどういうふうにそういう現実と向き合うのかということです。たとえば、「おまえ、地震保険に入らなかったから、けしからん」というふうに済ませられるのか。もしそうだとすると、その人をどうやって救うのかというのは社会全体として支え合うというような、困ったときはお互いさまという言葉もそうかもしれません。その原点がそこだと僕は思うのです。

実は昨日も淡路島で大きな地震がありまして、一部損壊という被害の認定でした。一部損壊になると生活再建支援法も適用されないし、それから県がやっている災害援護金という見舞金も適用されないということです。しかし、実際には屋根瓦は全部落ちて困っている人がいるのです。

そういうことに対して兵庫県の場合、フェニックス共済とって、これは義援金の前払いシステムだと私は言っているのです。みんなが毎年5,000円ずつ義援金を出して、それを貯めておいて、地震で全壊の被害を受けた人に600万円を渡します。今回は、一部損壊で当てはまらないですけど、一部損壊の人にも困っているということがよくわかったので、今までのルールを変えた。契約書には一部損壊に、お金を払う義務はないのですけど、でも困っている人がいるので、そのフェニックス共済から5万円ですが、渡すことができたのです。

これはどうしてそんなことができるのかという

と、やはりこの共済というのはみんなで助け合うシステムなのです。困ったときにお金をもらうシステムじゃなくて、困った人を助け合うシステムです。これはたぶん全労済の共済という概念と僕は同じ概念だと思う。全労済だって勤労者の人々をみんなで助け合うために、こういう制度をつくっているのです。それは社会全体が助け合うということが必要だからです。そういう1つの考え方というのをもっと浸透させていかないとけないと思っています。

まさに自助・共助・公助のバランスを考えながら、その前提となるのはみんなで助け合うという社会の考え方なり理念なり、それがとても大切です。

それからもう一点だけ申し上げると、今日は地震保険の話もありますけど、まさに被災者生活再建支援法はとても重要です。僕はこの制度ができる前は、世界で一番冷たい国は日本と言っていたのですが、生活再建支援法ができ世界中の住宅再建のどの制度と比較しても、日本が一番優れていると思っています。これは誇りにすべきだし、しっかりこれは守っていかないとけないと思っています。

今の生活再建支援法では、例えば半壊だとお金ももらえないとか、災害救助の適用にならないとか、その網から漏れている人たちがたくさんいるのです。その網（の目）をどうやって小さくしていくかということなのです。そういう意味で言うと、そういう罹災証明の認定制度も厳密にして網を大きくする、落ちこぼれる人を増やすのではなくて、落ちこぼれる人が少なくなるように、認定の仕組みを変えていかないとけないということなのです。

この被災者生活再建支援法というのはまだまだ不十分なので、それをしっかりと充実した良い制度にするように努力していかないとけないし、皆さん方のご協力もいただきたいということ。

かつ、それだけじゃなくて、これはもう同じことの繰り返しなのですが、生活再建支援法だけではだめで、そこに地震保険の制度があって、あと少しそういう義援金をみんなで払うような社会の仕組みが必要であること。まさに今日のテーマかもしれない国民的保障制度という、総合的な1つのシステムというものをつくり上げるということだと思います。

松岡正美：室崎益輝先生と清水 香先生にお話を伺いました。ありがとうございました。

認可特定保険業（新制度）のご案内⑥

自治体提携慶弔共済保険（やすらぎ・全福ネット）

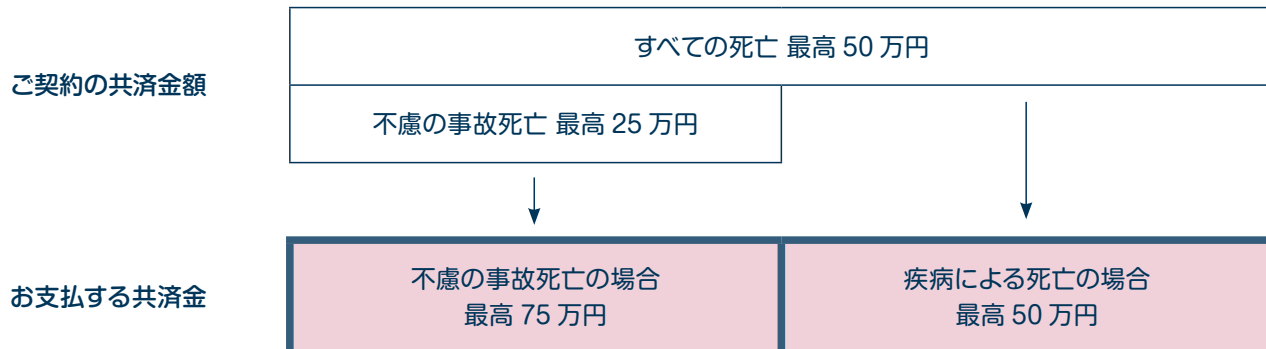
I. 制度内容の改定

■「不慮の事故による死亡（後遺障害）」の改定

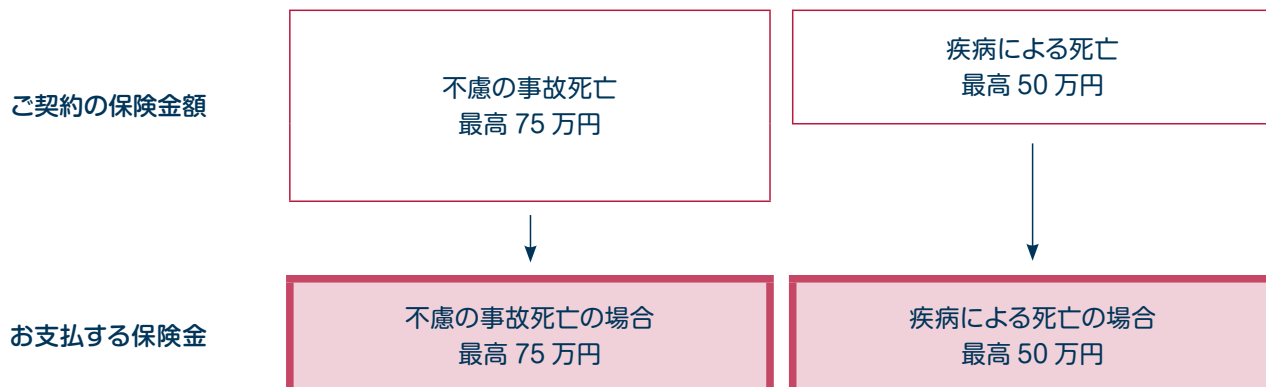
「疾病による死亡（重度障害）」を選択した場合、従来の保障額との整合をとるため、「不慮の事故による死亡（後遺障害）」の保障限度額を次のとおり引き上げました。

ご契約の際には、従来の「すべての死亡」保障額相当の加算を考慮して設定ください。

▲旧制度



▲新制度



■ 本人財産保障（住宅災害保険金）の損害認定区分の変更

火災等や自然災害により建物や家財に損害を受けた場合の本人財産保障について、損害認定区分を簡素化するとともに、支払額（支払割合）の見直しを行いました。

(1) 火災等

損害認定区分を 7 区分から 4 区分へ変更しました。

建物・家財の損害の程度	支払割合
50% 以上	保険金額の 100%
30% 以上 50% 未満	保険金額の 70%
20% 以上 30% 未満	保険金額の 50%
20% 未満	保険金額の 20%

(2) 自然災害

損害認定区分を 11 区分から 4 区分へ変更しました。

	建物の損害の程度	支払割合
床上浸水 以外	70% 以上	保険金額の 100%
	20% 以上 70% 未満	保険金額の 50%
	20% 未満	保険金額の 10%
床上浸水	程度に関わらず一律	保険金額の 20%

社会保障制度改革国民会議は2013年8月5日、約9ヶ月、20回におよぶ議論を踏まえて報告書を取りまとめました。そこで今回はこの内容を考えます。

Q1. どのような内容が取りまとめられたのですか。

A1. 報告書は「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」とのサブタイトルがつけられ、社会保障の持続可能性を高めることへの強い決意を示すものとなっています。

報告書は、①慶應義塾長（慶應義塾大学長）でもある清家篤 国民会議議長から「国民へのメッセージ」、②総論にあたる「第1部 社会保障制度改革の全体像」、③各論にあたる「第2部 社会保障4分野の改革」、の3つの部分から構成されています。

2000年代初めから半ばの社会保障制度改革を経て、なお、少子高齢化の一層の進行によりセーフティネット機能が全般的に弱体化しています。このような状況の中で報告書の内容は、国民各層の代表者や有識者が集まり、社会保障国民会議(2008年)、安心社会実現会議(2009年)、社会保障改革有識者検討会(2010年)と積み重ねられてきた社会保障改革の議論を継承・発展させるものでした。

Q2. 報告書の内容で特徴的な点は何ですか

A2. まず、「国民へのメッセージ」で目を引くのは、福沢諭吉の「学者は国の奴隷なり」(注)の引用です。

(注)「奴隷」とは雁の群れが一心に餌をついばんでいる時、一羽首を高く掲げ遠くを見渡し、難に備える雁をいう。

清家塾長はしばしばこの言葉を引用し、学問による真理の探求の重要性を強調しています。つまり、社会保障を取り巻く環境を見れば、いたずらに一時の感情に流されることなく、冷静な分析をふまえて将来のあり方と国民の努力すべき方向について、研究者が専門家としての役割を果たすべき時期であり、給付と負担のバランスが大きく崩れ、社会保障の持続可能性が問われている今こそ、将来世代のためにも改革が必要だというわけです。

そのために消費税率の引き上げ、応能負担の仕組みのさらなる整備、全世代対応型の確実な給付などが具体的な課題として示されています。

また、「第1部 社会保障制度改革の全体像」では社会保障改革の方向性として、「1970年代モデル」から「21世紀(2025年)日本モデル」への移行に対応したものに改革していくことが重要とされています。正規雇用男性労働者と専業主婦世帯をモデルとし、高齢者に対する手厚い社会保障と現役世代への企業内保障というのが「1970年代モデル」の考え方でした。これに対して、団塊世代がすべて75歳以上となる2025年をターゲットにして、全世代への社会保障の充実と効率化、地域における人々

のインフォーマルな助け合いである「互助」の積極活用を進め、男女を問わず現役世代の雇用の安定や子育て支援を一層充実させること、そしてそのためにすべての世代が能力に応じて支えあう仕組みを強化するという考え方に転換することが必要とされています。

このように報告書の基調は、この5年間ほど繰り返し議論された考え方を改めて確認した上で、消費税の増収が段階的に生じる期間において短期で集中的に実施する改革、および団塊世代がすべて75歳以上となる2025年を念頭においた中長期の改革の2つに区分して示しつつ、積極的な情報発信による社会保障の現状や課題、その意義と役割についての国民の理解を得るための政府の努力を強調しています。

Q3. 今後の改革についてどのような点に注目していけばよいのですか。

A3. まず、「少子化対策分野の改革」については、昨年の一体改革により子育て支援が社会保障の1つと位置づけられ、子ども・子育て支援新制度により恒久財源が確保されたことは、歴史的に大きな一歩であるとしています。その上で、幼児教育や保育の量的拡大と質の向上、次世代育成支援対策推進法の延長・見直しの積極的検討などが謳われました。また人材確保の一例として、「例えば子育てが一段落し、長年企業等で活躍してきた団塊世代などに対する子育て支援についての研修を充実させ、中高年世代が地域の子ども・子育て支援に活躍し、若い世代を支える機会を増やすことも必要」と指摘されています。なお、全労済協会でも今年からこのような問題意識を持った研究「世代間連帯としてのシニア層の社会参加活動研究」(リーダー:宮本みち子放送大学教授)をスタートさせています。

次に、「医療・介護分野の改革」については、医療・介護サービス提供体制の改革として、「かかりつけ医」の普及、都道府県と市町村の適切な役割分担、「市町村の保険料収納や医療費適正化へのインセンティブを損なうことのない分権的な仕組み」をめざしつつ、「国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体(保険者)を都道府県」とすること、総合診療医の養成やチーム医療の確立、医療・介護の利用者負担の見直しなどが示されました。

また、「年金分野の改革」については、昨年の年金関連四法の成立を踏まえ、被用者保険のさらなる適用拡大、マクロ経済スライドの見直しなどが示されるとともに、高齢期の働き方と年金受給のあり方、年金支給開始年齢の見直しについては中長期的課題とされました。

今後、この報告書内容を踏まえた施策の実施に向けて、秋の臨時国会に「プログラム法案」が提出される予定です。

(特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

2013年秋期「退職準備教育研修会」【大阪開催】のお知らせ (コーディネーター養成講座)

当協会では中小労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けたコーディネーター養成を目的に、毎年2回(春・秋)「退職準備教育研修会」を開催しています。

<研修会の概要>

- 対象者** 主に中小労働組合の役員・担当者、書記局、全労済プランナー等
- カリキュラム** 退職準備・セカンドライフの「生活経済」「年金、雇用保険、医療保険、税金」「活動事例紹介」など
- 定員** 50名程度 ●**参加費** 資料代 2,000円

【大阪開催】

- 日時** 2013年10月3日(木) 10時～4日(金) 15時50分
- 場所** エル・おおさか(大阪府立労働センター)
大阪市中央区北浜東3-14
(地下鉄谷町線・京阪電鉄天満橋駅より徒歩7分)

HPにて
申込み受付中



全労済協会シンクタンク事業

検索

http://www.zenrosaikyokai.or.jp/think_tank/

シンポジウム開催の予告

私たちの国民生活は、戦後の高度経済成長期を経て現在のグローバル経済に至るまでに、家族形態、労働環境などが大きく変化し、国民生活を下支えしていた社会保障の枠組みも合わなくなり、貧困層も増加するなど、先行きが見えない不透明な状況にあります。

このような時代だからこそ、人と人をつなぐ絆が必要であり、自立を相互に支え合うこと、雇用や社会保障などを連携させることから見えてくる社会についての議論を通して、私たちひとりひとりが生活しやすい社会をつくるためにできることを、皆さんと共に考える場としていきます。

- 日時** 2013年11月9日(土) 午後
- 場所** ヒューリックホール(東京/JR・都営浅草線「浅草橋駅」徒歩5分)
- プログラムと出演予定**

第1部<基調講演> 片山 善博氏(前鳥取県知事、元総務大臣、慶應義塾大学法学部教授)
宮本 太郎氏(中央大学法学部教授)

第2部<パネルディスカッション>
山口 二郎氏(北海道大学法学部教授)
勝部 麗子氏(豊中市社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉課長)
片山 善博氏
宮本 太郎氏

- お申込・お問い合わせ** ※9月中旬より当協会HPにて受付開始。調査研究部(03-5333-5126(代))

全労済協会からのお知らせ

全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
6月17日(月)～9月24日(火)	2013年度公募委託調査研究募集	
9月10日(火)	第41回評議員会	役員選出に関する件 他(於:ホテルサンルートプラザ新宿)
9月10日(火)	第140回理事会	代表理事の選任に関する件 他(於:ホテルサンルートプラザ新宿)

Monthly Note (全労済協会だより) vol.80 2013年9月

発行: **全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木剛 編集責任者: 小池正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
TEL. 03-5333-5126(代表) FAX. 03-5351-0421
《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>